

RISK MANAGEMENT STUDIES

危機管理学研究

創刊号

タンカー戦争の再検討と教訓

—平和安全法制の観点から—

日本大学危機管理学部 教授 木原 淳

2017年3月

日本大学危機管理学部

危機管理学研究所

タンカー戦争の再検討と教訓

－平和安全法制の観点から－

日本大学危機管理学部 教授 木原 淳

- I はじめに
- II タンカー戦争の再検討
- III タンカー戦争の教訓
- IV おわりに

I はじめに

1 タンカー戦争を再検討する趣旨

平和安全法制では、武力行使の高三要件を充足し得る存立危機事態の事例としてホルムズ海峡における機雷敷設が挙げられた¹。与党協議における説明資料は湾岸戦争の際に敷設され遺棄機雷となった事例を取り上げている²。国会審議の政府答弁でも湾岸戦争後の事例による説明が行われ³、イラン・イラク戦争はペルシャ湾での機雷敷設の一事例としての言及に留まった⁴。同戦争の海上通商破壊戦であるタンカー戦争は、強烈なトラウマをもたらした湾岸戦争に比べて一般に忘れ去られた戦争となっていると筆者には思われる⁵。しかし、国際的な機雷掃海活動も行われたタンカー戦争の再検討は、国際社会の平和と安定への積極的な貢献をめざす上で実施すべき作業と思われる。我が国ではタンカー戦争での機雷戦について中立法⁶やホルムズ海峡での機雷戦の軍事的な見積⁷という観点からの分析が存在する。本稿では、我が国の機雷除去の法的枠組という観点からタンカー戦争を振り返り、教訓の抽出を試みる。

2 我が国の機雷除去に関する法律の枠組

自衛隊が行う機雷の除去には、防衛出動（自衛隊法第76条）による武力の行使と機雷等の除去（第84条の2）等による海上の危険物の除去という一種の警察行動の場合がある。

外国が武力行使の一環として敷設した機雷の除去は、その外国に対する武力の行使に当たる。平和安全法制の前は、このような機雷の除去は、個別的自衛権発動の要件を満たす場合の自衛の措置としては許されるが、それ以外の場合には許されないという理解であった⁸。かつては、憲法上、武力の行使が許容されるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られた。イラン・イラク戦争の勃発直後には、我が国の領域外の海上交通路において、我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることは集団的自衛権の行使となり認められないとされた⁹。

平和安全法制では、存立危機事態が認定され、機雷の敷設後に事実上の停戦状態となり戦闘行為はもはや行われていないが、正式停戦がなされていないため遺棄機雷と認められず、機雷の除去が国際法上の武力の行使に当たると解される場合でも、「武力の行使」の新たな三要件を満たすときは、防衛出動により機雷を除去することが可能となった¹⁰。事実上の停戦状態に関しては、沿岸部に展開する敵砲兵が制圧されて掃海海面がその射程外になった場合、内陸で戦闘が続き停戦が成立していなくても掃海が可能かとの質問に、停戦合意が行われていなくても、そこに戦闘が及んでこないことが明確に判断できれば、当然その作業は可能とした答弁がある¹¹。存立危機事態において他国領海（ホルムズ海峡の分離通行帯はオマーン領海内に設定されている）に敷設された機雷の除去は、敵の誘導弾基地に対する攻撃と同様に¹²、いわゆる海外派兵の禁止の例外と整理された¹³。

遺棄機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷の除去は、単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行動には当たらず、憲法上禁止されるものではない¹⁴。平成3年にはこの考え方に基づき掃海部隊がペルシャ湾に派遣され、遺棄機雷の判定では戦時か平時かが大きな要素とされた¹⁵。また、無差別的な待伏攻撃等の機雷の特性に鑑みれば、機雷の敷設を直ちに武力攻撃と認定することができない場合も考えられ、敷設者が武力攻撃を目的とせず単に周辺国等に不安や混乱を生むために隠密裏に公海上に敷設したような機雷は憲法の範囲内で除去できるとされている¹⁶。我が国の船舶の航行安全確保のために必要がある場合には、沿岸国の同意があればその領海内でも公海と同じ立場で掃海が可能であるとされる¹⁷。

Ⅱ タンカー戦争の再検討

1 タンカー戦争の推移

1980年にイラン・イラク国境での武力衝突が全面紛争に発展した¹⁸。陸戦は当初イラクが優勢であったが、国境から数十kmのイラン領内で戦線が膠着化した¹⁹。81年にはイランが攻勢に転じて占領地の多くを回復し²⁰、イラク南部に逆侵攻し翌年にかけて攻勢をかけたが²¹、85年まで戦線は膠着した²²。86年にイランはイラク南部のファオを占領し²³、翌年にはバスラ方面に侵攻したが²⁴、これが攻勢の限界点となった²⁵。88年にはイラクが占領地をほぼ奪回し、イランは7月に国連の停戦決議を受諾し、8月に停戦が発効した²⁶。この戦争は陸戦に留まらず、第三国を巻き込む海上のタンカー戦争に波及した（図表1）。

(1) イラクとイランの動き

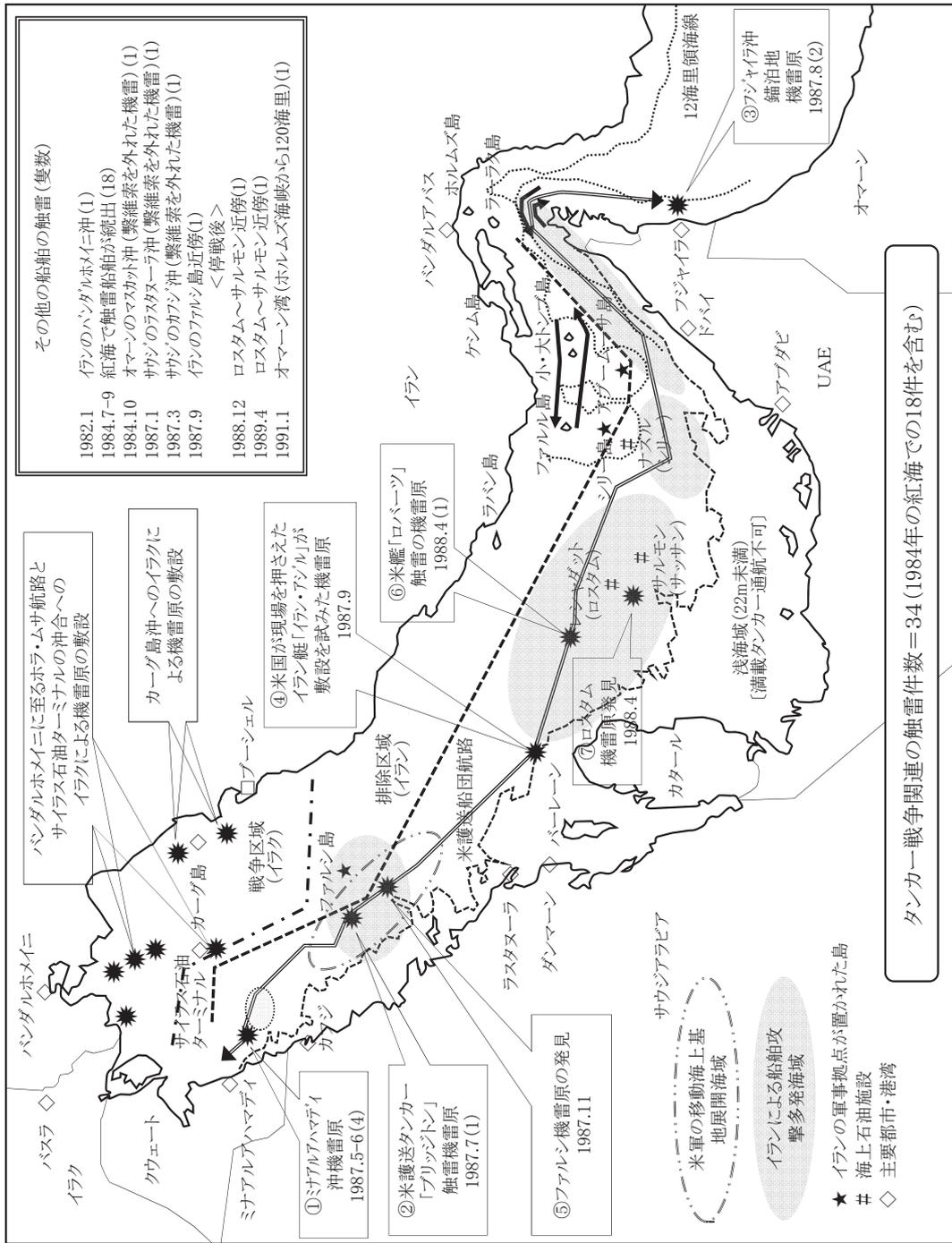
1980年には陸戦で国境のシャト・アル・アラブ川に多数の商船が閉じ込められ²⁷、両国は海上に排除区域と戦争区域を設定した²⁸（図表2）。その後、イラクは湾奥部でイラン出入港商船を空襲、イランは商船臨検を開始した²⁹、83年には仏製対艦攻撃機導入を梃子としたイラクの停戦圧力とイランのホルムズ海峡封鎖示唆の心理戦が展開された³⁰。

84年にはイラクがイランの石油積出施設のあるカグ島封鎖を宣言、タンカー攻撃を強

図表 1 イラン・イラク戦争とタンカー戦争の推移 (外務省『わが外交の近況』1981-1988年版; 防衛庁『日本の防衛』1981-84年版; 鳥井順『イラン・イラク戦争』(1990年); Navis, M.S. and Hooton, E.R.(1996); Walker (2000); Gutty, A.D. and Ronzitti, N. (1993); Cordesman, A.H. and Wagner, R. (1990) の記述を基に作成)

年	陸上作戦と航空作戦の推移	タンカー戦争の推移	商船等の被害状況等	西側諸国等の対応
1980	イラク・イランの国境紛争が全面紛争に発展 イラクが攻勢に転じ占領地の多くを回復	イランは非除区域を設定 イラクは戦争区域を指定 イラクは湾奥部でイラン出入港商船を空襲 イラクはカグ島を間歇的に空襲	国境のシャットアウト、アラブ川で商船 83 隻が閉じ込められる 5 隻 (イ) 3、固定翼 1、地上砲撃 1) 21 隻 (イ) 16、固定翼 4、湾最奥部触雷 1)	米が航行自由の重要性を表明 英が湾南部哨戒開始 (アル・マハ・トロー)
1981	イランの占領地回復が続く、イラク南部に逆侵攻したのが戦線は膠着	両国は湾北部に防備・封鎖用機雷を敷設 イラクは湾奥部での空襲を強化、仏製対艦攻撃機導入を艇子にイラン停戦圧力 イランはホルムズ海峡封鎖を示唆し、湾内島嶼の軍事態勢を強化	13 隻 (イ) 13 ペーロン沖で浮遊機雷が目撃され、ソ連製浮遊機雷をカールが処分、ラスタフ港が一時閉鎖	米が中央軍を創設 国連安保理決議 540 (航行自由、停戦要請)
1982	イランの多正面での断続的な攻勢にもかかわらず戦線は膠着	イラクはカグ島封鎖を宣言し商船攻撃強化 イランはクエート・サウジアラビア出入港船舶の攻撃を開始、ホルムズ海峡封鎖を示唆	イラク由来：58 隻 (イ) 34、固定翼 24) イラン由来：19 隻 (固定翼 18、不明空襲 1、ペーロン湾での浮遊機雷 1) 紅海で機雷騒動 (商船 18 隻が触雷)	
1983	イランの攻勢圧力にイラクが化学兵器で対抗、相互対都市攻撃で紛争烈度が増大	イラクはカグ島を空襲 イランは石油積替船の便を運航、湾内島嶼の埋地雷を設置、商船への臨検を強化し、ホルムズ海峡封鎖を示唆	イラク由来：33 隻 (固定翼 33) イラン由来：17 隻 (イ) 4、固定翼 13)	米が空母を湾内に展開 国連安保理決議 552 (第三国出入港船舶への攻撃停止・不干渉) 紅海で仏伊蘭英米ソが掃海を実施 仏艦艇がイランの仏商船臨検を阻止
1984	イランの攻勢圧力は戦線膠着の打破に至らず、イラクは小規模・限定攻撃に戦術転換	イラクは空襲範囲をジール島へ拡大 イランは艦艇を投入し商船攻撃を強化し臨検捜索妨害の米艦を攻撃すると警告	イラク由来：62 隻 (固定翼 62) イラン由来：41 隻 (イ) 29、固定翼 7、海軍 3、革命防衛隊 2)	国連安保理決議 582 (即時停戦)・588 (582 早期履行) 米ソは艦艇による自国商船随伴を開始 英は展開艦艇を増勢
1985	イランがバスターフ方面に侵攻したが攻勢限界点に達し戦線は膠着 イラクは都市攻撃を激化させ対抗したが停戦の呼び水とするため短期で沈静化	イラクの商船攻撃は米艦誤射事件にもかかわらず最高潮に達する イランは海軍と革命防衛隊を中心に商船を攻撃。米ソの介入には機雷と地对艦ミサイルで対応	イラク由来：97 隻 (固定翼 96、不明 1) イラン由来：89 隻 (イ) 2、海軍 19、革命防衛隊 56、機雷 10、地对艦ミサイル 2)	国連安保理決議 598 クエート沖触雷で米とイラクが掃海・ソ連掃海米護送船触雷でアラブ・フランス作戦 アラブ・イラン沖触雷で英白蘭仏伊が掃海を開始 米船ミサイル被弾でソアラブ・アラブ作戦
1986	イランは恒例の冬季攻勢を実施せず イラクは都市ミサイル攻撃で優勢に立ちアバを奪回、占領地をほぼ奪還 イランは 7 月に決議 598 を受託、8 月停戦	イラクの商船攻撃は衰えず イランの商船攻撃は西が諸国の対応強化で非護衛船舶 (丁諾希西) に集中 イラクが米艦標的に機雷攻撃を再開	イラク：40 隻 (固定翼 40) イラン：48 隻 (海軍 5、革命防衛隊 42、触雷 1) ※停戦後の掃海後も商船 2 隻が触雷	西側諸国が他国商船の防護と支援を強化 米艦触雷でアラブ・フランス作戦 米艦によるイラン民間航空機誤射事件 英蘭白が掃海連携を強化 (カランダール作戦) 停戦後西側諸国が掃海 (クリン・ス・ス・イブ作戦)

図表 2 タンカー戦争期の触雷 (国際司法裁判所オイル・プラットフォーム事件米国弁論書 (1997) の Map 1.1, 1.13, 1.2, 1.4 ; Navis, M. S. and Hooton, E. R. (1996) の商船被害データを基に作成



化した。イランは湾岸諸国の対イラン停戦圧力を期待し³¹、クウェートとサウジの出入港商船の攻撃に踏み切り³²、湾岸諸国の非難にはホルムズ海峡封鎖を示唆した³³。翌年にはイラクがカーグ島を空襲した。イランはシリー島の石油積替拠点へのシャトル便の運航³⁴、ホルムズ海峡周辺島嶼での攻撃ヘリ拠点の設置、臨検の強化を図り³⁵、カーグ島の機能が失われればペルシャ湾を封鎖すると警告した³⁶。86年にはイラクがシリー島を空襲³⁷、商船攻撃を強化した。イランは積替拠点をララク島やホルムズに移し³⁸、ヘリによる商船攻撃を強化、海軍と革命防衛隊海上部隊を投入し始めた³⁹。

87年のイラクの攻撃は米艦誤爆事件にもかかわらず⁴⁰最高潮に達した。イランは海軍と革命防衛隊を中心に商船攻撃を強化した。米ソ介入には非対称的な機雷や地对艦ミサイルで対抗したが、米国等の対応強化を自招した⁴¹。翌年もイラクの商船攻撃は衰えず、イランの商船攻撃はデンマーク、ギリシャ、ノルウェーやスペインの非護衛商船に集中した⁴²。イランは湾南部で米艦を機雷攻撃したが⁴³、米軍の厳しい対応を受け⁴⁴、革命防衛隊の活動は湾北部に移行した⁴⁵。

(2) 国際社会の対応

1980年の排除区域と戦争区域の設定に対し、米国はペルシャ湾の航行自由が重要と表明し⁴⁶、英国は英商船の保護に備えてオマーン湾からペルシャ湾南部で抑制的な艦艇プレゼンスを開始した（アルミラ・パトロール）⁴⁷。また、豪仏英米の艦艇約60隻とソ連艦艇約30隻がインド洋に展開し⁴⁸、航行自由を重視する意思を示した。心理戦が激化した83年に国連安保理は国際水域での航行自由を確認し、シーレーンを含む湾岸地域での停戦を要請する決議540を採択した⁴⁹。

84年にイランの商船攻撃が始まると、米国は空母をペルシャ湾内に展開し⁵⁰、国連安保理は交戦当事国ではない国への出入港船舶に対する攻撃停止と不干渉を要求する決議552を採択した⁵¹。紅海の機雷騒動では、エジプトとサウジの要請で仏、伊、オランダ、英、米が掃海を行い、ソ連も紅海南部へ掃海部隊を派遣した⁵²。85年には仏艦艇がイランの仏商船臨検を阻止した⁵³。

86年に商船攻撃が激化すると、国連安保理は戦闘の即時停止を要請する決議582⁵⁴と同決議の速やかな履行を求める決議588を採択した⁵⁵。米国は艦艇の商船随伴を開始し、ソ連も艦艇を派遣⁵⁶、英国は展開艦艇を増勢した⁵⁷。イランは臨検捜索を妨害する米軍艦艇を攻撃すると警告し、米軍は艦艇周囲への安全区域設定で対抗した⁵⁸。

87年のクウェート沖での触雷後、サウジと米国が同海域を掃海し、ソ連も掃海艇3隻を追加派遣した⁵⁹。国連安保理はイラン・イラクに即時停戦を要求し、停戦の受入拒否国に対する追加措置の検討を示唆する決議598を採択した⁶⁰。護送中のタンカーが触雷した米軍は、イランの抑止を企図して海上版の対破壊転覆活動を展開した（プライム・チャンス作戦）。これはファルシ島とアブームーサ島方面での地对艦ミサイルと舟艇の活動を念頭に、国際水域に係留された大型作業船台を拠点とする小型警備艇・低騒音ヘリコプター・特殊部隊が、中央情報機関の支援を得つつ、警戒監視・情報収集・対機雷戦に焦点を合わ

せて常統的な哨戒を行うもので、機雷敷設中のイラン艇の拿捕やイラン艇の銃撃への反撃による舟艇3隻の撃破が行われた⁶¹。

イランは10月に湾奥陸上部からクウェート沖の商船を地对艦ミサイルで攻撃した。米国転籍タンカーが被弾すると、米軍は革命防衛隊が使用するレシャダット（旧ロスタム）の海上石油施設を警告と退避の暇を与えた上で攻撃した（ニンブル・アーチャー作戦）。イランはクウェートの石油ターミナルをミサイルで報復攻撃し、ハメネイ大統領は対イラン禁輸を牽制すべくホルムズ海峡の封鎖を示唆した。これに対し、プライム・チャンス作戦用の大型作業船台がクウェート沖に追加配備された⁶²。

英国は同年、艦艇増派で哨戒部隊を3個に増加し、商船随伴を開始した⁶³。仏も随伴方式の商船保護を実施した⁶⁴。8月のフジャイラ沖の触雷で西欧同盟はペルシャ湾の航行自由が欧州の死活的利益と表明⁶⁵、英国は掃海部隊を追加派遣し（シムネル作戦）、ベルギーとオランダは西欧同盟の枠組で掃海部隊を英部隊に合流させた。仏も空母と掃海部隊を逐次派遣した。伊も戦闘艦艇と掃海部隊を派遣し、独は地中海に後詰艦艇を派遣した⁶⁶。

88年に米国は他国商船の間接防護を図りイラン艦艇への圧力を強化⁶⁷、友好国の被害商船支援も表明⁶⁸、船団護衛も直衛方式から回廊方式に変更した⁶⁹。英国も護衛対象を英国の持分過半の商船に拡大したが、他国の被害商船を人道的見地から支援するため攻撃者との間に割り込む態勢をとっていた。仏も状況に応じた支援の態勢をとった。伊の防護対象は自国船に限られたが敵対行動には毅然と対応するとした⁷⁰。

4月の米艦触雷を受け、米軍はイランのナズル（旧シリー）とサルモン（旧サッサン）の海上石油施設を警告と退避の暇を与えた後に攻撃し、応戦のイラン軍艦艇を撃沈・大破させた（プレイング・マンティス作戦）。イランはアラブ首長国連邦の米国関連海上石油施設を報復攻撃した。革命防衛隊の活動は湾南部からホルムズ海峡近傍に移動し、7月の米軍艦艇のイラン航空機撃墜事件の後にはさらに湾北部に移動した⁷¹。

英国、ベルギーとオランダは掃海連携を強化し、7月に三国合同任務部隊を設置（カレンダー作戦）、停戦後にはベルギー、仏、伊、オランダ、英、米が協力して主要航路を掃海した（クリーン・スウィープ作戦）⁷²。10月末から同年末までにホルムズ海峡からカタールに至る幅1カイリの航路が啓開された⁷³。

2 機雷敷設の態様と我が国の法制に照らした評価

(1) 沿岸防衛又は港湾封鎖用の機雷

1982年1月に湾奥のイランのバンドルホメイニ沖で触雷が発生した⁷⁴。83年1-2月にはイランが沿岸防備で、イラクがイランの港湾に向けて機雷を敷設したことが判明している⁷⁵。

我が国は自衛権行使の必要最小限度という要件に照らして敵地に攻め入る行為には参加せず⁷⁶、交戦国のかかる機雷の除去は停戦で遺棄機雷となるまでは行い得ないと思われる。

(2) 特定の船舶を攻撃する戦術的目的のためその航行直前に航路上に敷設され、会敵機会

を得ずに残存して他の船舶に被害をもたらし得る機雷

1987年にはクウェートの要請を受けたソ連船の傭船と米国の船籍変更船の護送の計画が進展し、これに反発するイランの抗戦準備（地对艦ミサイル配備、湾内島嶼及び海上石油施設の軍事拠点化、高速艇・機雷等を用いた革命防衛隊のゲリラ戦）が伝えられた⁷⁷。5-6月にはクウェート沖で初度傭船航海中のソ連船⁷⁸等4隻が触雷し、同船を狙いイランが機雷を敷設したとみられている⁷⁹。米国の7月に開始した船団護送（アーネスト・ウィル作戦）の初度航海でもタンカーが前夜にイランが敷設したとされる機雷に触雷した⁸⁰。8月に米軍はオマーン湾のフジャイラ沖（米護送船団の形成地）でのイランの機雷敷設情報を得て危険海域を回避したが⁸¹、イラン産原油積載のタンカー等が触雷した⁸²。9月には米軍がバーレーンへの航路入口近傍の国際水域で機雷敷設中のイラン揚陸艇を発見し銃撃を加えて拿捕⁸³、ファルシ島近傍でも触雷が発生した。11月には米英が同島近傍で機雷原を発見した⁸⁴。

88年4月には湾南部で米軍艦艇が前日にイランが敷設したとされる機雷に触雷した⁸⁵。機雷攻撃の再開は、イラン指導部の年初の議論で強硬論が勝った結果とされる⁸⁶。同月、ベルギーとオランダは米艦触雷海域の近傍で機雷原を発見した⁸⁷。

触雷被害国が第三国の場合は判別が複雑となるが⁸⁸、これらの機雷が武力行使の一環として敷設された機雷とみなされ、我が国に及ぼす影響に鑑みて新三要件が満たされると判断される場合には、防衛出動による除去の対象となり得ると思われる。

(3) 遺棄機雷

1983年6-7月にはバーレーン沖で浮遊機雷が目撃され、ソ連製浮遊機雷をカタールが処分し、機雷目撃情報でラストヌラ港も一時閉鎖された⁸⁹。84年10月にはオマーン湾で浮遊機雷による触雷が、87年1月にはラストヌラで、3月にはカフジでイランからの浮遊機雷によるとみられる触雷が発生した⁹⁰。

84年7-9月には紅海で商船18隻が触雷した。イランに近いとされる「イスラム聖戦機構」が機雷190個を敷設との声明を出したが⁹¹、イランは関与を否定した。エジプトや西側諸国ではリビアによる敷設との見方が広まったが、リビアはこれを否定した⁹²。

この種の機雷の危険が日本船舶に及び、沿岸国が危険物と認定して各国に除去の協力を要請するのであれば、遺棄機雷の除去として我が国の協力の余地が生じ得ると思われる。

(4) 停戦後の機雷除去

イラク・イラン戦争の停戦後もペルシャ湾には機雷約300個が残存すると見積もられ、西側諸国が主要航路を掃海したが、1988年12月と89年4月に湾南部で、91年1月にオマーン湾で触雷が発生した⁹³。この種の掃海には、湾岸戦争後と同様に我が国の協力の余地があると思われる。

Ⅲ タンカー戦争の教訓

1 機雷敷設の事実認定

機雷による船舶の被害は、当初はその原因さえ判然とせず、現物の機雷を発見し、その検分結果を得るには一定の時間が必要となる。敷設者が名乗りをあげず、被疑国が敷設を否定すれば、敷設者の特定は容易でない。国際司法裁判所のオイル・プラットフォーム事件では、米国がイランの機雷運用方法、機雷敷設中の舟艇や触雷海域近傍でのイラン式に識別番号が記された機雷の発見、イラン高官の発言と国際海運業界の見解を証拠に、イランが米軍艦艇を狙い機雷を敷設したと主張したが⁹⁴、イランは否定し、裁判所は米国の立証を不十分とした⁹⁵。

しかし、米軍が本腰を入れた情報収集は他国に真似できるものでない⁹⁶。西欧諸国も自国商船への攻撃に対するイランの弁明には納得せず、イランが特定の艦船を狙い機雷を敷設したとの認識を共有したとみられる⁹⁷。危機への焦眉の対応で利用し得る情報には限りがあり、関係国の衆知を結集してその時点での最善の判断を下すよりほかはない。タンカー戦争での国家実行からは、機雷の敷設者と敷設意図の弁別に際しての米国等との情報共有の重要性が示されているといえよう。

2 遺棄機雷の除去

(1) 紛争に付随する浮遊機雷

タンカー戦争での浮遊機雷の出現は、存立危機事態でも浮遊機雷を想定した切れ目のない対応が必要となり得ることを示唆している。存立危機事態における防衛出動の権限での浮流機雷の除去が仮に難しいとすれば⁹⁸、自衛隊法第84条の2に基づく機雷除去命令の同時発出などの工夫が求められることになるろう。

(2) 紛争時の遺棄機雷の判別

タンカー戦争では、遺棄機雷に舞鶴沖とペルシャ湾の公海上で法的に差がある訳でないが、国際紛争に巻き込まれるおそれのある場所に行くことは適当ではないとして謙抑的な政策判断が下された⁹⁹。国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが政策目標とされる今日では¹⁰⁰、停戦を待たずに遺棄機雷の除去を一定の海域で行う余地の存否を研究することが必要かもしれない。

その場合、遺棄機雷として除去可能な機雷を法的観点から判別する基準の具体的内容の充実が焦点となるろう¹⁰¹。「一旦他国に対する武力攻撃の一環として敷設された機雷が、具体的にいかなる時点で遺棄された機雷となるかを予測することは、現実的には極めて困難」であるにせよ¹⁰²、次の危機への対応では、朝鮮戦争で日本に浮流した機雷や湾岸戦争での停戦に並ぶ判別基準を創造的に発見し得る力が問われることになるろう。

(3) テロ行為として敷設された機雷

1984年の紅海の機雷騒動でエジプトは米英仏に掃海の協力を要請したが、ギリシャとオランダの協力申出を辞退し、ソ連の協力は望まないとした¹⁰³。また、エジプトのリビア攻撃の可能性も報じられた¹⁰⁴。

ここからは、関係国との平素からの信頼構築、被害国の認識と対応の調査¹⁰⁵、迅速な派遣の申出の重要性を汲み取れよう。我が国の法令上の要請である武力行使と危険物の除去の区別については被害国の十分な理解を得ることが必要であり、国際掃海訓練（IMCMEX）等への海上自衛隊の参加はその有益な機会となろう。

3 掃海の実施環境

(1) タンカー戦争期の触雷海域と西側諸国の掃海要領

タンカー戦争期の触雷海域は、①ペルシャ湾の浅海域で喫水の深いタンカーが使用する航路上の要衝、②オマーン湾のホルムズ海峡通航前商船の錨泊地と③紅海の出入口であった。ここからはホルムズ海峡以外の機雷敷設も侮ることができないことが汲み取れる¹⁰⁶。

タンカー戦争では、長大な海上交通線の警戒手薄な地点を狙って神出鬼没の革命防衛隊に米軍が対破壊転覆活動を繰り広げる傍らで、西欧諸国が海域を限定して掃海活動等を行った。米国はオマーン湾からクウェートにかけての広大な海域で、護送船団形成地の変更や掃海という防勢的な対機雷戦と特殊部隊や戦闘艦艇による攻勢的な対機雷作戦を併用した。刺激的な船団護送を敢行する米国とは一線を画した西欧諸国は、米護送船の触雷直後の掃海支援の要請には応えず、オマーン湾から湾南部にかけての海域に限定して商船護衛や掃海活動を行った。伊は戦闘艦艇の護衛下で掃海を実施し、英国はオマーン湾などの低脅威海域では護衛を付けずに掃海を実施した。掃海艇のみを派遣したベルギーとオランダは、原則として脅威のない国際水域で掃海を実施し、脅威が想定される場合は英艦艇の護衛下でのみ掃海を実施するとしつつ、英艦艇の随伴が常時可能であるとは限らないとして携帯式地对空ミサイルによる個艦防護機能を付加した¹⁰⁷。

(2) 我が国への含意

政府は、掃海艦艇が攻撃に脆弱であり戦闘が現に継続している現場で掃海を円滑に行うことができない点は、武力行使としての掃海でも一種の警察活動としての掃海でも同じとし¹⁰⁸、現に戦闘行為が行われない環境での掃海活動を想定している。そうした環境が作られる前の戦闘状態では、重要影響事態での多国籍軍に対する後方支援等により協力することが全体の仕組みであるとする¹⁰⁹。

この考え方は、海上経由で戦力を展開した米軍等がイラクを内陸部へと押し返した湾岸戦争での戦局の展開との親和性が高いと思われる。タンカー戦争での戦局の推移はこれとは逆で、イランとイラクの陸戦が第三国を巻き込む海上通商破壊戦に波及拡大した。そこでの西側諸国の掃海はアフガニスタンやイラクの混沌とした対テロ戦争での爆発物処理の海上版になぞらえることができるかもしれない。

ここでは紛争の態様により掃海海域の選定と掃海艦艇の安全により慎重な考慮が必要と

なり得ることが示されている。我が国が実施する掃海はタンカー戦争でベルギーとオランダが実施した掃海活動の一部にとどまることになると思われるが、不測事態に備えた他国との連携要領の確認は必須であろう¹¹⁰。

IV おわりに

今日では、無人偵察機等の C4ISR が進化し、湾岸地域での国際連携と自衛隊の経験も増大した。他方、西側諸国の掃海部隊は縮小し、イランの機雷戦能力は向上した¹¹¹。今後の紛争の態様は過去の紛争とは異なり得る。タンカー戦争の再検討からは、次の危機が存立危機事態として想定されたハイエンドの様相のみを呈するとは限らず、機雷掃海においても行動類型の壁を越えた切れ目のない対応が求められ得ることが示唆された¹¹²。

また、タンカー戦争の通商妨害には、機雷のほか航空機、地对艦ミサイルや艦艇も使用され、伊仏英米の掃海部隊の派遣は戦闘艦艇への追加又はこれと同時の派遣である。紛争の態様により、護衛と掃海を一体でとらえるなど、実体面からの視点も必要となろう¹¹³。日本船舶の護衛については今後の研究課題としたい。

本稿で抽出を試みた論点が眼前の紛争の態様を見極めて創造的に対応し得る力の蓄積に資するものとなれば幸いである。

末筆ながら本稿の執筆に当たり貴重な御示唆を頂いた関係者に深く感謝申し上げます。なお、本稿は筆者の個人的見解を述べたものであり、至らぬ点はすべて執筆者に帰すものであることはいうまでもない。

¹ 安倍晋三内閣総理大臣答弁（平成 27 年 2 月 16 日）、第 189 回国会衆議院会議録第 6 号 12-13 頁。

² 安全保障法制整備に関する与党協議会第 8 回（2014/6/20）「説明資料（「遺棄機雷」等の判断）」、情報公開クリアリングハウス <http://clearinghouse.main.jp/web/cas0015.pdf>（2016 年 9 月 27 日アクセス）。

³ 中谷元防衛大臣答弁（平成 27 年 6 月 29 日）、第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会議録第 15 号 36 頁。

⁴ 中谷元防衛大臣答弁（平成 27 年 6 月 15 日）、第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会議録第 10 号 33 頁。

⁵ 昭和 62 年 10 月 7 日の政府与党首脳会議決定「ペルシャ湾における自由安全航行確保のための我が国の貢献に関する方針」で、我が国の貢献はあくまでも非軍事的手段によるとの基本的立場に立ち、湾岸地域への電波航行援助施設の設置等の一連の貢献策を決定するとともに、在日米軍経費の軽減の方途について米国と協議を行うこととされた。防衛庁（1988）『日本の防衛』資料 9、大蔵省印刷局、276-277 頁。

⁶ 真山全（1998）、「日米防衛協力のための指針と機雷の除去」『防衛法研究』、第 22 号、169 頁は、国際法に反して敷設された武力行使目的の機雷を除去しても敵対行為とならない事例としてタンカー戦争中の西側諸国の掃海を挙げる。

- ⁷ 能條将史 (2013)、「イランの A2/AD と米国アウトサイド・イン構想—「機雷戦」の視点から—」『海軍校戦略研究』、第 3 巻第 2 号、62-85 頁。
- ⁸ 大森政輔内閣法制局長官答弁 (平成 9 年 6 月 16 日)、第 140 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 3 頁
- ⁹ 内閣衆質 93 第 1 号衆議院議員檜崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書 (昭和 55 年 10 月 14 日)。
- ¹⁰ 安倍晋三内閣総理大臣答弁 (平成 27 年 9 月 14 日)、第 189 回国会参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 20 号 30 頁。
- ¹¹ 小野寺五典防衛大臣答弁 (平成 26 年 7 月 15 日)、参議院予算委員会 (第 186 回国会閉会后) 会議録第 1 号 6 頁。
- ¹² 船田中防衛庁長官による鳩山一郎内閣総理大臣答弁代読 (昭和 31 年 2 月 29 日)、第 24 回国会衆議院内閣委員会会議録第 15 号 1 頁。
- ¹³ 横島裕介内閣法制局長官答弁 (平成 27 年 5 月 28 日)、第 189 回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第 4 号 22 頁。
- ¹⁴ 大森政輔内閣法制局長官答弁 (平成 9 年 6 月 16 日)、第 140 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 3 頁。
- ¹⁵ 大森政輔内閣法制局第一部長答弁 (平成 3 年 4 月 25 日)、第 120 回国会参議院内閣委員会会議録第 8 号 4 頁。
- ¹⁶ 秋山昌廣防衛局長答弁 (平成 9 年 6 月 17 日)、第 140 回国会参議院外務委員会会議録第 18 号 16 頁。
- ¹⁷ 大森政輔内閣法制局第一部長答弁 (平成 3 年 4 月 25 日)、第 120 回国会参議院内閣委員会会議録第 8 号 3 頁。
- ¹⁸ 外務省 (1981) 『わが外交の近況 1981 年版 (第 25 号)』、大蔵省印刷局、173 頁。
- ¹⁹ 防衛庁 (1981) 『日本の防衛』、大蔵省印刷局、62 頁。
- ²⁰ 外務省 (1982) 『わが外交の近況 1982 年版 (第 26 号)』、大蔵省印刷局、193 頁。
- ²¹ 防衛庁 (1982) 『日本の防衛』、大蔵省印刷局、23 頁。外務省 (1983) 『わが外国の近況 1983 年版 (第 27 号)』、大蔵省印刷局、188 頁。
- ²² 外務省 (1984) 『わが外交の近況 1984 年版 (第 28 号)』、大蔵省印刷局、204 頁。外務省 (1985) 『わが外国の近況 1985 年版 (第 29 号)』、大蔵省印刷局、223-224 頁。
- ²³ 外務省 (1986)、『わが外交の近況 1986 年版 (第 30 号)』、大蔵省印刷局、202 頁。
- ²⁴ 外務省 (1987)、『我が外交の近況 1987 年版 (第 31 号)』、大蔵省印刷局、153 頁。
- ²⁵ 鳥井順 (1990)、『イラン・イラク戦争』、第三書館、428-432 頁。
- ²⁶ 同上、523-549 頁。外務省 (1988)、『我が外交の近況 1988 年版 (第 32 号)』、大蔵省印刷局、54 頁。
- ²⁷ 図表 1 を含む本稿での商船被害は、Navias, M.S. and Hooton, E.R.(1996), *Tanker Wars: The assault on merchant shipping during the Iran-Iraq conflict, 1980-1988* (London: I.B. Tauris) Table 2.1, pp.33-34, Table 3.1, p.48, Table 3.2, p.55, Table 3.3, p.57, Table 4.1, pp.74-75, Table 4.2, p.83, Table 4.3, p.91, Table 5.2, p.107, Table 5.3, p.110, Table 5.4 pp.116-117, Table 5.5, pp.118-119, Table 6.1, pp.133-135, Table 6.2, pp.136-138, Table 7.1, pp.166-167, Table 7.2 pp.172-173 による。
- ²⁸ Walker, G.K. (2000), *The Tanker War, 1980-88: Law and Policy* (New Port: Naval War College), pp.40-41.
- ²⁹ Navias and Hooton (1996), pp.63-64.
- ³⁰ 外務省 (1984)、204 頁。

- ³¹ Navias and Hooton (1996), p.72.
- ³² 防衛庁 (1984) 『日本の防衛』、大蔵省印刷局、25 頁。
- ³³ Navias and Hooton (1996), p.93.
- ³⁴ Ibid., pp.102-105.
- ³⁵ Ibid., pp.110-112.
- ³⁶ 鳥井 (1990)、373 頁。
- ³⁷ 外務省 (1987)、153 頁。
- ³⁸ Navias and Hooton (1996), p.119.
- ³⁹ Ibid., p.121-123.
- ⁴⁰ 外務省 (1988)、『我が外交の近況 1988 年版 (第 32 号)』、大蔵省印刷局、55 頁。
- ⁴¹ Navias and Hooton (1996), pp.150-156.
- ⁴² Ibid., p.169.
- ⁴³ Crist, D.B. (2009), *Gulf of Conflict: A History of U.S-Iranian Confrontation at Sea* (Washington: The Washington Institute for Near East Policy), p.13.
<https://www.washingtoninstitute.org/uploads/Documents/pubs/PolicyFocus95.pdf> (2016 年 8 月 4 日アクセス)
- ⁴⁴ Cordesman, A.H. and Wagner, A.R. (1990) *The Lessons of Modern War Volume II, The Iran-Iraq War* (Boulder: Westview Press), pp.375-379.
- ⁴⁵ Navias and Hooton (1996), p.176.
- ⁴⁶ Ibid., p.39.
- ⁴⁷ House of Commons, *Third Special Report from the Defence Committee, Session 1986-87 The Protection of British Merchant Shipping in the Persian Gulf, Report and Memoranda 13 March 1987*, p.70.<http://reo.nii.ac.jp/hss/1000000000087056> (2016 年 11 月 9 日アクセス)
- ⁴⁸ Walker (2000), p.44.
- ⁴⁹ S/RES/540 (1983) Iraq-Islamic Republic of Iran [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/540\(1983\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/540(1983))(2016 年 8 月 16 日アクセス)
- ⁵⁰ Walker (2000), p.50.
- ⁵¹ S/RES/552 (1984) Islamic Republic of Iran [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/552\(1984\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/552(1984)) (2016 年 8 月 16 日アクセス)
- ⁵² Navias and Hooton (1996), pp.90-92 ; Walker (2000), p.54 ; Nederlands Instituut voor Militaire Historie (2009), *Minehunting in the Red Sea and the Gulf of Suez*, pp.1-2 <https://www.defensie.nl/binaries/defence/documents/leaflets/2009/05/01/minehunting-in-the-red-sea-and-the-gulf-of-suez/minehunting-in-the-red-sea-and-the-gulf-of-suez.pdf> (2016 年 9 月 24 日アクセス)
- ⁵³ Dominique Guillemin, « Du mandat national à l'engagement coalition », *Revue historique des armées* [En ligne], 273 | 2014, mis en ligne le 10 mai 2014, consulté le 24 septembre 2016. <http://rha.revues.org/7896>, para.5, p.3 (2014 年 9 月 24 日アクセス) ; Navis and Hooton (1996), p.111 ; Cordesman and Wagner (1990), p.213 ; Walker (2000), p.57.
- ⁵⁴ S/RES/ 582 (1986) Iraq-Islamic Republic of Iran [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/582\(1986\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/582(1986))(2016 年 10 月 13 日アクセス)
- ⁵⁵ S/RES/ 588 (1986) Iraq-Islamic Republic of Iran [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/588\(1986\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/588(1986))(2016 年 10 月 13 日アクセス)
- ⁵⁶ Navias and Hooton (1996), pp.123-124.
- ⁵⁷ *Answer by the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs, 9 December*

1986 in Guttry, A.D. and Ronzitti, N. (1993), *The Iran-Iraq War (1980-1988) and the Law of Naval Warfare* (Cambridge: Grotius), p.269.

⁵⁸ Walker (2000), pp.57-58.

⁵⁹ Ibid., p.60.

⁶⁰ S/RES/598 (1987) Iraq-Islamic Republic of Iran [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/598\(1987\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/598(1987)) (2016年9月24日アクセス)

⁶¹ Crist (2009), pp.4-7.

⁶² Navias and Hooton (1996), pp.153-156 ; Cordesman and Wagner (1990), pp.328-333.

⁶³ House of Commons, *Second Report from the Foreign Affairs Committee, Current UK Policy Towards the Iran/Iraq Conflict, June 1988*, p.22. <http://reo.nii.ac.jp/hss/1000000000088099> (2016年11月9日アクセス) ; Walker (2000), p.63.

⁶⁴ Walker (2000), p.63.

⁶⁵ Ibid., p.65.

⁶⁶ Navias and Hooton (1996), p.145; Cordesman and Wagner (1990), pp.304-305, 313-317; Walker (2000), pp.64-65; 英 House of Commons (1988), p.xxvi; ベルギー・オランダ F. Kalshoven, “Belgium and the Netherlands: Commentary” in Guttry and Ronzitti (1993), pp.475-477; 仏 J. Mallein, “France: Commentary,” in *ibid.*, pp.391-392; 伊 Chamber of Deputies, *Statement by the Minister of Defence before the IV Permanent Commission (Defence), 8 September 1987* in *ibid.*, pp.442-445.

⁶⁷ Crist (2009), p.7.

⁶⁸ Walker (2000), p.70.

⁶⁹ Navias and Hooton (1996), p.169.

⁷⁰ Walker (2000), pp.70-71.

⁷¹ Navias and Hooton (1996), pp.170-176.

⁷² Kalshoven (1993), pp.493-494.

⁷³ Navias and Hooton (1996), p.180.

⁷⁴ Ibid., p.48-49.

⁷⁵ Ibid., p.58 ; 国際司法裁判所オイル・プラットフォーム事件イラン弁論書 *Memorial Submitted by the Islamic Republic of Iran Volume I* (8 June 1993), para.1.97, p.40. <http://www.icj-cij.org/docket/files/90/8622.pdf> (2016年8月9日アクセス)

⁷⁶ 中谷元防衛大臣答弁 (平成27年5月26日)、第189回国会衆議院会議録第28号11頁。

⁷⁷ 鳥井 (1990)、480頁。

⁷⁸ 国際司法裁判所オイル・プラットフォーム事件米国弁論書 *Counter-Memorial and Counter-Claim Submitted by The United States of America* (23 June 1997), para.1.19, pp.17-18. <http://www.icj-cij.org/docket/files/90/8632.pdf> (2016年8月9日アクセス)

⁷⁹ Cordesman and Wagner (1990), p.288; Walker (2000), p.60.

⁸⁰ Crist (2009), pp.3-4.

⁸¹ Ibid., p.6.

⁸² Navias and Hooton (1996), pp.144-145.

⁸³ Ibid., p.146; Cordesman and Wagner (1990), pp.318-319; Walker (2000), p.63. イランは湾奥部への防衛用機雷運搬中と主張した。国際司法裁判所オイル・プラットフォーム事件イラン弁論書 (1993) para.1.97 pp.39-40.

⁸⁴ Navias and Hooton (1996), p.145.

⁸⁵ Ibid., pp.170-171.

- ⁸⁶ Crist (2009), p.13.
- ⁸⁷ 国際司法裁判所オイル・プラットフォーム事件米国弁論書 (1997), para.1.107, pp.78-79.
- ⁸⁸ 特定の商船を狙った攻撃は旗国への武力攻撃となると解し得る余地があり、軍艦を狙った攻撃は旗国への武力攻撃となり得る。*Oil Platforms (Islamic Republic of Iran v. United States of America)*, *Judgment, I.C.J. Reports* 2003, para.64, p.191, para.72, p.195, <http://www.icj-cij.org/docket/files/90/9715.pdf> (2016年8月9日アクセス)
- ⁸⁹ Navias and Hooton (1996), p.58.
- ⁹⁰ Ibid., pp.92, 143.
- ⁹¹ NIMH (2009), p.1.
- ⁹² Navias and Hooton (1996), pp.90-92 ; Crist (2009), p.12 ; U.S. Navy, *21st Century U.S. Navy Mine Warfare: Ensuring Global Access and Commerce* (2009), p.11 http://www.gryphonlc.com/images/Mine_Warfare_Primer_2009.pdf (2015年6月18日アクセス).
- ⁹³ Navias and Hooton (1996), pp.173, 180.
- ⁹⁴ Taft, W.H. IV, "Self-Defense and the Oil Platforms Decision," *Yale Journal of International Law*, Vol. 29, 291 (2004), Note.13, p.297.
- ⁹⁵ I.C.J. (2003), para.71, p.195
- ⁹⁶ Cordesman and Wagner (1990), p.318 は情報衛星、戦略偵察機等を、Crist (2009), p.6 は国防情報局の情報融合セル、関係国との革命防衛隊に関する情報共有、国家安全保障局による戦術電波情報の提供を挙げる。
- ⁹⁷ 英 House of Commons (1988), para.400-403, p.124 ; ベルギー *Statement by the Minister of National Defence before the Joint Foreign Relations and National Defence Committee of the Chamber of Representatives, 17 September 1987* in Guttry and Ronzitt (1993), p.509.
- ⁹⁸ 自衛隊法第 92 条第 1 項括弧書で公共の秩序維持の権限は存立危機事態では適用除外とされている。
- ⁹⁹ 中曽根康弘内閣総理大臣答弁 (昭和 62 年 8 月 27 日)、第 109 回国会衆議院内閣委員会議録第 6 号 47 頁。
- ¹⁰⁰ 防衛省 (2016) 『日本の防衛』、日経印刷、210 頁。
- ¹⁰¹ 武力攻撃の目的は、敷設国の意思表示、敷設海域、機雷の性質 (浮遊・停止) や敷設の態様、戦闘全般の状況や国際情勢を総合的に勘案して判断される。秋山昌廣防衛局長答弁 (平成 9 年 6 月 16 日)、第 140 回国会参議院内閣委員会会議録第 14 号 15 頁。
- ¹⁰² 内閣官房・外務省・防衛省 (平成 27 年 8 月 21 日) 「ホルムズ海峡における他国による機雷の掃海と『第二要件』及び事実上の停戦段階における現行法に基づく機雷の掃海の可否について」参議院調査室 (2015) 『立法と調査』No.372、82 頁。 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2015pdf/20151214059.pdf (2016年8月12日アクセス)
- ¹⁰³ "Red Sea Mine Hunt Called Long Term," *New York Times* (August 21, 1984).
- ¹⁰⁴ 「エジプト リビア攻撃計画か 機雷の犯人説押し立て 米誌報道」『読売新聞』1984年9月17日夕刊。
- ¹⁰⁵ 河村雅美元掃海隊群司令は被害国の認識の重要性を指摘。木村正人「世界に名誉ある地位を占めるには、越えなければならない試練がある」元掃海隊群司令インタビュー (上) (下)、『BLOGOS』(2015年7月4日) <http://blogos.com/article/120620/> 及び <http://blogos.com/article/120635/> (2016年10月16日アクセス)
- ¹⁰⁶ 河村元司令はペルシャ湾内外での機雷敷設もホルムズ海峡と同効果とする。木村 (2015)。
- ¹⁰⁷ 英 House of Commons (1988), p.24. 伊 Chamber of Deputies, in Guttry and Ronzitti

(1993), p.445. ベルギー *Statement by the Minister of National Defence* in *ibid.* pp.509-510. オランダ *Letter of the Minister of Defence and Minister for Foreign Affairs to the President of the Second Chamber of the states-General, 16 October 1987* in *ibid.*, p.498 : Nederlands Instituut voor Militaire Historie, *The Iran-Iraq war* (2009), pp.1-2. <https://www.defensie.nl/binaries/defence/documents/leaflets/2009/05/01/the-iran-iraq-war/the-iran-iraq-war.pdf> (2016年8月16日アクセス)

¹⁰⁸ 中谷元防衛大臣答弁（平成27年6月26日）、第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第14号6頁。

¹⁰⁹ 横島裕介内閣法制局長官答弁（平成27年7月8日）、第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第18号（その1）17頁。湾岸戦争への我が国の対応をめぐる議論を契機として、憲法解釈上は武力行使との一体化論が登場し、周辺事態法等では、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる後方地域又は非戦闘地域である実施区域の指定と変更、活動の休止又は中断という一体化の回避と自衛隊の安全確保を兼ねた制度が創設された。平和安全法制では、自衛隊の安全確保のために実施区域等の仕組みを残しつつ、これとは別に、一体化の回避の要件は、現に戦闘行為が行われている現場では支援活動を行わず、状況が変化し戦闘行為が行われることになる場合は活動を休止又は中断することに再整理された。横島裕介内閣法制局長官答弁（平成27年7月8日）、第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第18号（その1）28頁。

¹¹⁰ 能條（2013）、73頁は高速舟艇や対艦ミサイルの根絶は困難とする。河村元司令は、湾岸戦争後の掃海でも日本が依頼したのではないが豪艦艇が日本艇防護を公言したとする。木村（2015）。

¹¹¹ 能條（2013）、71～77頁。

¹¹² 岸田文雄外務大臣答弁（平成27年7月10日）、第189回国会衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第19号50頁は、湾岸戦争で仏独伊が武力行使を含むすべての行為を許す安保理決議を援用して機雷掃海を実施したとするが、行動類型に依拠する我が国の議論とは対照的である。

¹¹³ 但し、海上警備行動の一環としての機雷の除去・処理は排除されない。中島明彦運用企画局長答弁（平成26年5月22日）、第186回国会参議院外交防衛委員会議録第17号5-6頁。